

石川県公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 36 号)

目 次

規 則	
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課)	1
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (同)	3

告 示	
○石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (地域医療推進室)	4
○石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関 (地域医療推進室)	4

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条第二項」を「第二十二條第二項」に改める。

第二条中「第二十三条」を「第二十二條」に、「第二十四条」を「第二十三條」に改める。

第四条第三項を削る。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七条第二項中「別記様式第七号」を「別記様式第五号」に改め、同条第三項中「別記様式第八号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「別記様式第九号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「一」を「いずれかに」に、「別記様式第十号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「一」を「いずれかに」に、「別記様式第十一号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第十条とする。

別記様式第一号中「麗」を「綾」に、「第23条第2項」を「第22条第2項」に改める。

別記様式第二号中「麗」を「綾」に、「保護者氏名」を「現に本人の保護の任に当たっている者の氏名」に改める。

別記様式第三号中「麗」を「綾」に、「保護者」を「家族等」に改める。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第 4 号 (第 4 条関係)

入 院 同 意 書

1 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	(〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- 1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹
 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者()
 (選任年月日 年 月 日)

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③成年被後見人又は被保佐人、④未成年者

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

精神科病院の管理者 様

年 月 日

氏名 ㊟

{ 氏名 ㊟ }

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
- 同意者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。
- 親権者が両親の場合は、両親ともに記名押印又は署名の上記載してください。2人目の申告事項及び記名押印又は署名は、括弧内にしてください。

別記様式第五号及び別記様式第六号を削る。

別記様式第七号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「殿」を「様」に、「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第八号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第九号中「第9条関係」を「第8条関係」に、「殿」を「様」に、

保 護 者	措置入院 年 月 日		病 名		を
	住 所				
	氏 名		本人との続き柄		

	措置入院 年 月 日		病 名		に
--	---------------	--	-----	--	---

改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第十号中「第10条関係」を「第9条関係」に、「殿」を「様」に、「第10条の」を「第9条の」に、「第10条第」を「第9条第」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第十一号中「第11条関係」を「第10条関係」に、「殿」を「様」に、

「精神科病院の管理者
又は保護者」を「精神科病院の管理者」に、「第11条の」を「第10条の」に、

保 護 者	現 住 所		性 別	男 ・ 女	を
	現 住 所				
	氏 名		本人との続き柄		

	現 住 所		性 別	男 ・ 女	に
--	-------	--	-----	-------	---

改め、同様式を別記様式第九号とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則(平成十九年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条の四第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

別記様式中「第22条の3」を「第20条」に改め、同様式備考2中「法第33条第2項又は」及び「、「法第33条第2項入院」を削り、「法第33条第2項・第4項入院」を「法第33条第3項・第4項入院」に、「法第33条の4第2項入院」を「法第33条の7第2項入院」に改め、同様式備考中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

- 5 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により、1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 一 号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和六十年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号、心臓の機能障害の状況及び所見(十八歳以上用)中

- 5 人工ペースメーカー (有 ・ 無)
- 人工弁移植、弁置換 (有 ・ 無)

6 更生医療補装具の必要性の所見

を

- 5 ペースメーカ (有・無)〔手術日 年 月 日〕
- 人工弁移植、弁置換 (有・無)〔手術日 年 月 日〕

6 ペースメーカの適応度 (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ)

7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

8 更生医療補装具の必要性の所見

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則(平成十八年石川県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「かつ」の下に「、県」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

石川県告示第137号

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則(平成18年石川県規則第44号)第3条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり定めた。

平成26年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県立中央病院